

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

奈良県人事委員会委員長 音田昌子

奈良県人事委員会規則第十九号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一橿原文化会館の項中「主館」を「主幹」に改め、同表橿原考古学研究所附属博物館の項中「館主館」を「館主幹」に改め、同表図書情報館の項の次に次のように加える。

	保健所						
所長	課主幹	動物愛護センター所長	課長	主幹	次長（内吉野保健所に限る。）	次長（内吉野保健所以外の保健所に限る。）	所長
四種	七種			六種		四種	

造国際大学校の項中

課長	学科長
----	-----

を

課長	学科長	副学科長
----	-----	------

に改め、同表馬

別表第一保健所の項から薬事研究センターの項までを削り、同表なら食と農の魅力創

薬事研究センター				精神保健福祉センター	
統括主任研究員	主幹	次長	所長	次長	所長
七種	六種		五種	七種	六種

別表第一登美学園の項の次に次のように加える。

保健研究センター				
統括主任研究員	課主幹	課長	副所長	
七種			六種	

見丘陵公園館の項を次のように改める。

中和公園事務所		
課長	次長	所長
七種	六種	五種

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。